平成２２年（フ）第１７６号
福岡県田川市大字伊田2736番地１
債務者　宮本幸太郎
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５８４号
大分市大字本神崎122番地　南日本造船株式会社幸崎寮501
債務者　中村　貴光
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９１号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｆ棟101号
債務者　羽田野ハンナこと　田　　炳淑
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
宮崎県日南市大字平野2734番地１
債務者　小城　保江
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目11番26号
債務者　出口　浩美
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田1360番地141
債務者　岩川　正人
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
鹿児島県鹿児島市川田町1521番地11
債務者　吉永富美江
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目21番12号
債務者　東　すず子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９号
沖縄県国頭郡恩納村字谷茶975番地　恩納村営谷茶団地211号
債務者　比嘉　勝子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第６０号
沖縄県国頭郡本部町字東589番地１　エクセルマンション301
債務者　石川　　誠
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第６８９号
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第８地割17番地
債務者　瀧澤　秀吉
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４８号
福島県田村郡三春町八島台５丁目１番地の34
債務者　鈴木　浩彰
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目２番地の１　県営住宅07棟206号
債務者　宗像　　宏
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目２番地の１　県営住宅07棟206号
債務者　宗像真紀子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
長野県上田市中之条374番地５
債務者　北口　　寛
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３０号
長野県千曲市大字杭瀬下38番地４
債務者　佐藤モトヱ
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３６号
長野県千曲市上山田温泉３丁目５番地７　篠原アパート
債務者　赤石　恭二
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２４０号
長野県千曲市大字上徳間606番地３
債務者　川島　千春
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部